

投票日

10月27日(日)

第50回衆議院議員総選挙 第26回最高裁判所裁判官国民審査

投票日・投票時間

令和6年10月27日(日) 午前7時～午後8時

ただし、一部の投票所は午後7時で閉鎖します。

入場券や福井市のホームページなどでご確認ください。

投票所の変更

投票所は入場券に記載されています。

福井市のホームページでもご確認いただけます。

投票所の変更がある場合は、入場券に「投票所変更のお知らせ」を同封していますのでご確認ください。

投票所入場券

10月16日(水)頃までに各世帯にはがきで郵送します。

入場券は世帯主の名前で届きますが、はがきを開くと、その世帯の有権者の名前が5人まで書かれています（5人目は投票所周辺地図の上に記載）。

※入場券がお手元に無い場合でも投票できますので、投票の際、係員にお知らせください（期日前投票をする場合も同じです）。

投票ができる人

満18歳以上（平成18年10月28日までに生まれた人）の日本国民で、令和6年7月14日以前から福井市に住民登録のある人

◎住所を変更した人はご注意ください！

転居	福井市内で 住所移転した人	令和6年10月2日までに 転居届を出した人	転居後の住所地の投票所で投票します。
		令和6年10月3日以降に 転居届を出した人	転居前の住所地の投票所で投票します。
転入	他市町村から 福井市へ 転入した人	令和6年7月14日までに 転入届を出した人	福井市の住所地の投票所で投票します。
		令和6年7月15日以降に 転入届を出した人	福井市では投票できません。 転入前の住所地で投票できる場合があります。
転出	令和6年6月27日以降に 転出届を出した人		福井市で投票できる場合があります。 該当者にはお知らせハガキを送付します。

投票の方法

最初に小選挙区の投票を行い、続いて比例代表、国民審査の順に投票を行います。

▶小選挙区選出議員選挙

あさぎ色（水色）の投票用紙に黒色の文字

候補者の氏名を書いてください。

▶比例代表選出議員選挙

ピンク色の投票用紙に黒色の文字

政党・政治団体の名称（略称も可）を書いてください。

▶最高裁判所裁判官国民審査

うぐいす色（薄い黄緑色）の投票用紙に黒色の文字

やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を、そうでない裁判官には何も書かないでください。

記載台には、氏名や政党等の名称が掲示されているよ。よく見て、書き間違いのないように書こう！

選挙公報

誰に投票しようかな…



10月18日(金)から順次、各世帯に配布します。各公民館にも置いてあります。

また、10月17日(木)頃、福井市のホームページに掲載します。

※氏名掲示は10月15日(火)の夜にホームページに掲載します。

点字投票・代理投票

係員がお手伝いします！



視覚に障がいのある人は、点字による投票ができます。

また、心身の故障等のため自分で投票用紙に書くことができない人は、係員が代筆（代理投票）します。

いずれも投票所の係員に申し出てください。

開票

10月27日(日)の午後9時15分から福井市体育館で行います。

福井市のホームページでは、次の情報をお知らせします。

- ・市内の全投票所と期日前投票所の場所
- ・投票開始から1時間ごとの推計投票率
- ・開票速報
- …など

福井市 選挙
で検索してください。



◇衆議院議員総選挙の選挙区・定数について◇

《小選挙区》 候補者名を記入

第1区 定数1人（全国289人）

（福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町の区域）



第2区：1人

《比例代表》 政党・政治団体の名称を記入

北陸信越ブロック 定数10人（全国176人）

（新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県）



北陸信越
10人

※この裏面に、「期日前投票宣誓書(兼 請求書)」の様式があります。期日前投票をする方は、1人につき1枚、様式に必要事項を記入し、期日前投票所の係員に提出してください（複数必要な場合はコピーして使用してください）。記入例は下記のとおりです。

※様式は、各期日前投票所にも置いてあります。また、福井市選挙管理委員会のホームページから印刷して使用することもできます。

※期日前投票について、詳しくは、このチラシや、ホームページをご覧ください。

記入例

期日前投票宣誓書(兼 請求書)

私は、次の事由によって令和6年10月27日執行の 第50回衆議院議員総選挙 及び 第26回最高裁判所裁判官国民審査 の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みです。

期日前投票事由

- * 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- * 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- * 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- * 交通至難の島等に居住・滞在
- * 住所移転のため、福井市外に居住
- * 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

令和5年から
事由の選択は
不要となりました

以上、真実に相違ないことを誓い、投票用紙の交付を請求します。

福井市選挙管理委員会委員長 あて

太枠内を記入してください

令和 6 年 ○○月 ○○日

※必ず、期日前投票をする本人が自書してください。

投票 いくよ

生 年 月 日

大正・昭和・平成○○年○○月○○日

現 住 所

福井市 大手3丁目10-1

選挙人名簿に記載
されている住所

※現住所と異なる場合のみ記入してください。
福井市

(入場券を持参しない場合のみ使用)

対照	小選挙区交付	比例代表交付	国民審査交付

投票区	頁 数	番 号	①・②

期日前投票宣誓書(兼 請求書)

私は、次の事由によって令和6年10月27日執行の 第50回衆議院議員総選挙 及び 第26回最高裁判所裁判官国民審査 の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みです。

期日前投票事由

- * 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- * 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- * 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- * 交通至難の島等に居住・滞在
- * 住所移転のため、福井市外に居住
- * 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

以上、真実に相違ないことを誓い、投票用紙の交付を請求します。

福井市選挙管理委員会委員長 あて

太枠内を記入してください

令和 6 年 月 日			
氏 名	※必ず、期日前投票をする本人が自書してください。		
生 年 月 日	大正・昭和・平成	年 月 日	
現 住 所	福井市		
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記入してください。 福井市		

(入場券を持参しない場合のみ使用)

対 照	小選挙区 交 付	比例代表 交 付	国民審査 交 付

投票区	頁 数	番 号	①・②

投票日に投票に行けない人は、期日前投票または不在者投票ができます

◆期日前投票

期間 10月16日(水)～10月26日(土)

期日前投票ができる場所	時 間
福井市役所〔市民ホール〕(大手3-10-1)	午前8時30分～午後8時 ※ただし、25日(金)のみ午後9時まで延長します
宮ノ下公民館(島山梨子町22-9)	
森田公民館(下森田藤巻町2)	
防災センター(和田東2-2207)	
美山連絡所(美山町7-1)	午前8時30分～午後8時
越廻公民館(茱崎町1-68)	
清水健康管理センター(風巻町28-8-1)	
みどり図書館(若杉3-301)	午前10時～午後8時
えちぜん鉄道 福大前西福井駅ビル(文京4-3-1)	午前8時30分～午後8時
ワイプラザ新保店(新保北1-303)	午前10時～午後8時
パリオC i TY(松城町12-7)	午前10時～午後7時30分
ショッピングシティベル(花堂南2-16-1)	午前10時～午後8時
アオッサ(手寄1-4-1)	午前8時30分～午後8時

福井市役所で期日前投票をされる人へ
市役所隣接の大手
駐車場(30分間無料)
をご利用ください。



あらかじめ宣誓書を記入しておると、投票の受付が早く済みます。

期日前投票所の変更

- ▶ 新しく「ワイプラザ新保店」で投票できます。
場所は、グルメ館2階。本屋・コーヒー屋に隣接するくつろぎ空間です!
- ▶ 今回の選挙では、ラブリーパートナーエルバでは、投票できません。



◆期日前投票宣誓書(兼 請求書)

- ・期日前投票を行うには、1人につき1枚、「期日前投票宣誓書(兼請求書)」の提出が必要です。4ページの様式に必要事項を記入し、期日前投票所の係員に提出してください(様式はコピーして使用できます)。
- ・様式は、各期日前投票所にも置いてあります。また、福井市のホームページから印刷して使用することもできます。
- ・本人確認がスムーズに行えますので、入場券がお手元に届いている場合はご持参ください。

◆不在者投票

(一定の事由により、投票所で投票できない人のための投票制度)

◎福井市外で

長期の出張など、何らかの理由で福井市にいない場合、市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在している市町村の選挙管理委員会で投票する制度があります。(様式は福井市ホームページから印刷、または福井市役所、最寄りの市役所でも入手可能です。マイナンバーカードを使ってインターネットから請求することもできます。)



◎指定病院、施設などで

県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院または入所している人は、施設の管理者に申請して、施設で投票することができます。

◎郵便で

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などを持っている人で、次のような状態のために投票所へ行けない人は、市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、郵便で投票できる制度があります。

- | | |
|-----------|--------|
| 例・両下肢の障がい | 1級又は2級 |
| ・体幹の障がい | 1級又は2級 |
| ・要介護状態区分 | 5 など |

※新たに郵便での投票を希望する場合は、10月23日(水)までに手続きをする必要があります。

郵便でのやり取りになりますので、問合せや手続はお早めにお願いします。

〈お問合せ・郵便はこちらへ〉

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市選挙管理委員会事務局 ☎ 20-5545 (市役所 別館5階)



投票率が低下しているって聞くけど、どうなんやの？

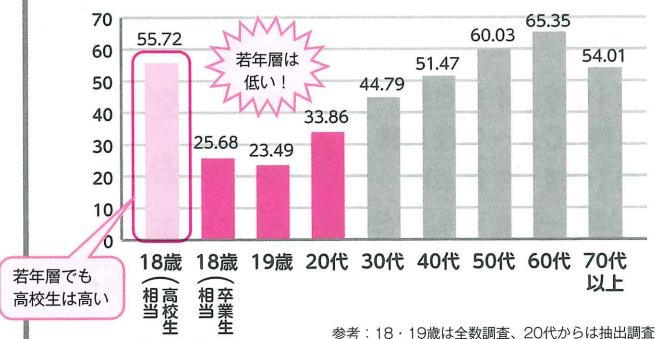


有権者全体の投票率はだんだん下がっているよ。その中でも若年層はさらに低い状態が続いているんだ。

下のグラフは「年代別」の投票率だよ。

10代～20代の若者の投票率はほかの年代と比べて、かなり低くなっているのが分かるね。でも、同じ18歳でも高校生相当の人は投票率が高いという傾向もあるんだ。

第26回 参議院議員通常選挙 (R4.7.10) 年代別投票率 (福井市)



なんで、高校生の頃は投票に行く人が多いのに、そのあとは行かないようになつまうんや？



いい質問だね。それでは実際に18歳、19歳に聞いてみたよ。

「なぜ投票に行かなかったのか？」

- 第1位 面倒だったから
- 第2位 選挙にあまり関心がなかったから
- 第3位 どの政党や候補者に投票すべきかわからなかったから
- 第4位 今住んでいる市区町村で、投票することができなかつたから

(明るい選挙推進協会意識調査R1)



なるほど。こういう理由なんやね。でも、面倒やでとか、関心がないとかで投票に行かなくても大丈夫なんけ？



若者が投票に行かないはどうなるかな？若年層の投票率が低い傾向が続けば、投票に行かない若年層のための政策は後ろにされてしまうかもしれないよ。

一票を投じて、政治に対する意思を示そう！

若者のみんな！投票行こっさ！

投票所で困つたら、お気軽に投票所の係員にご相談ください

----- キリトリ線 -----

投票支援カード

このカードを投票所の係員に渡してください。
係員が投票をお手伝いします。

あなたがしてほしいことを選んでください。

投票用紙に代わりに書いてほしい。(代筆してほしい)

次のとおり手伝ってほしい。

[手伝って欲しいことを書いてください]

(例)・ゆっくり話してほしい。
・文字を読んでほしい。
・筆談してほしい。
・コミュニケーションボードを使ってほしい。
・投票所内を誘導(案内)してほしい。

※ このカードがなくても、口頭でもお手伝いします。

ふくいしせんきょかんりいんかい
福井市選挙管理委員会



投票所では、すべての有権者に気持ちよく投票していただくため、係員が投票の手助けやご案内等の支援を行つてゐるよ。

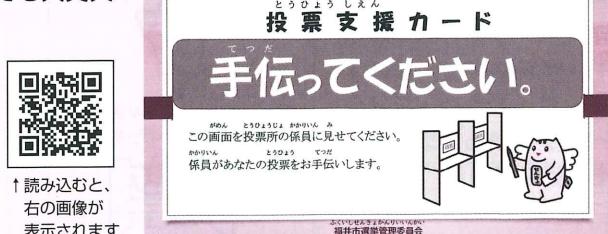
投票するときに困ったことがあつたら、遠慮なく係員に相談してね！

口頭で伝えることが苦手なんやげ…



「投票支援カード」を利用してね！手伝って欲しいことを記入して渡せば、係員がスムーズに投票を支援するよ。

書くことが困難な場合は、スマート等で画像を見せるだけでも大丈夫！



左の「投票支援カード」の用紙のダウンロードはこちちらから

